

認定こども園さくら保育園運営状況確認会議設置要綱

(目的)

第1条 幼保連携型認定こども園さくら保育園（以下、「園」という。）の再開にあたり、今後、園及び社会福祉法人さくら会（以下、「法人」という。）による適切な園運営がなされるよう多様な視点から確認や助言を行うため、「認定こども園さくら保育園運営状況確認会議」（以下、「確認会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 確認会議は、園及び法人から提出された「幼保連携型認定こども園さくら保育園再開（休園後の再開）に向けての対応方針（報告）」の履行状況等を確認するため、次の各号に定める事項を所管する。

- (1) 園の教育・保育内容に関する事項
- (2) 園の職員の就労環境等に関する事項
- (3) 法人の運営に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(組織)

第3条 確認会議の委員は、12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の関係者
- (3) 園の在園児又は元在園児の保護者
- (4) 地域福祉部福祉指導監査課長
- (5) こども未来部こども施設課長
- (6) こども未来部子育て支援課長
- (7) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第5条 委員の謝礼の額は、確認会議等に出席した日一日につき、次のとおりとする。

- (1) 学識経験を有する者 21,000円
- (2) その他の委員 8,000円

(座長)

第6条 確認会議に座長及び副座長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、確認会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 確認会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

2 確認会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めたときは、議事に関係のある者を確認会議に出席させてその意見を聴くことができる。

4 座長は、確認会議に諮り、会議を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 確認会議の事務局は、こども未来部こども政策課に置くものとする。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定める事項の他、確認会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。